

「市内一斉清掃」愛称募集実施要項

1 愛称募集の趣旨

本市では、昭和62年10月から、自治連合会を母体とする米子市環境をよくする会（以下「よくする会」という。）と本市の共催で、年2回（春季・秋季）の「市内一斉清掃」を実施してきた。

市内一斉清掃は、市民や市内で働く方々が道路や公園など、みんなで使う身近な環境をきれいにし、快適で住みよい街にするための清掃活動であり、ここ20年間で一番多い年では自治会加入者を中心に年間約8万1千人の参加があった。

しかし、近年は、高齢化や自治会加入者の減少などにより年間約7万5千人の参加で推移している状況である。

そこで、自治会の加入・未加入を問わず、子どもからお年寄りまで一人でも多くの市民が、更には市内で学び、働く方々が参加しやすい清掃活動になることを願い、オール米子での取組みをイメージできる愛称を募集し、市内一斉清掃の活性化を図る。

なお、このたびの愛称募集に際し、「市内一斉清掃」の正式名称も上記趣旨に基づき、「市民一斉清掃」に変更する。

2 主催

よくする会・米子市

3 応募資格

市内在住の方、又は市内に通勤・通学をされている方

4 募集期間

令和7年11月1日から令和8年1月5日まで（当日消印有効）

5 応募規定

- （1）「1 愛称募集の趣旨」に則し、市民に末永く親しんでもらえるものとする。
- （2）自作の未発表作品で、第三者の商標、著作権等の権利を害しないものとする。
- （3）応募は一人につき1作品とする。
- （4）応募された愛称が採用された場合、その一切の権利は米子市に帰属し、米子市はこれを自由に使用することとする。
- （5）米子市の判断などにより、必要に応じて応募された愛称を修正する場合があること。
- （6）応募に際して提出した個人情報等は愛称募集に係る業務に限って使用すること。
- （7）最優秀賞の発表・広報等、必要に応じて「氏名」「住所（市町村名のみ）」を公表すること。
- （8）最優秀賞決定後に第三者の権利侵害などの事実が判明した場合、又は第三者の権利を侵害する恐れがあると認められる場合は、採用を取り消す場合があること。

6 選定方法

選定方法は次のとおりとする。

- ①よくする会事務局（クリーン推進課）において1次選定（5点程度選定）
- ②よくする会役員会において2次選定（3点程度選定）
- ③よくする会全体会において最終選定を行ない、最優秀作品1点を選定

7 選定結果の発表

最優秀賞作品は、市ホームページで公表する。

最優秀賞者（1名のみ）には令和8年2月中に通知し、賞状と副賞を贈呈する。

（※最優秀賞に選ばれた愛称の応募が複数あった場合は、抽選により受賞者1名を決定する。）

副賞は、商品券3万円分とする。

8 応募方法・応募先

応募方法は、次の（1）～（3）いずれかの方法とする。

- （1）とっとり電子申請システム（インターネット応募フォーム）で応募
- （2）応募用紙に記入の上、郵送またはファクシミリでクリーン推進課に提出
（※応募用紙は、市役所、淀江支所、クリーンセンター、市内各公民館に設置）
- （3）必要事項（氏名、住所、連絡先（電話番号等）、応募する愛称、理由（作品に込めた思い））を記入の上、郵送、ファクシミリ、又は電子メールでクリーン推進課に提出。

9 周知方法

周知方法は、次のとおりとする。

- ・広報よなご（11月号）
- ・市ホームページ、市SNS、デジタルサイネージ（街中の電子広告）
- ・中海テレビ放送の無料広告
- ・公民館等でのチラシ配布
- ・記者クラブに情報提供
- ・市内中学校にチラシ配布

10 実施スケジュール

令和7年10月	市議会・記者クラブ等に情報提供
11月	募集開始（1日～）
令和8年1月	募集締め切り（5日）
1月	1次選定（クリーン推進課）
1月	2次選定（役員会）
2月	3次選定（春季市内一斉清掃打合せ会）
2月	最優秀賞作品を公表（賞状及び副賞を贈呈）
	市議会・記者クラブ等に情報提供
4月	新たな愛称で春季市内一斉清掃を実施